



<磐田市>



医療的ケア児保育支援事業

のご案内

磐田市では、日常的に医療的ケアを必要としているお子さんの幼稚園・保育園等での集団生活を支援します。

入園や幼稚園・保育園等での医療的ケアの実施について、「**医療的ケア児等コーディネーター**」にご相談ください。



医療的ケア児等コーディネーターとは？

医療的ケアを必要とするお子さんとそのご家族に対し、保健・医療・福祉、子育て・教育等の必要なサービスを総合的に調整し、サービスを紹介するとともに、関係機関とお子さんやそのご家族をつなぐ役割を担っています。

お気軽にご相談ください。

○磐田市障害者相談支援センター
(磐田第一・神明・向陽・城山・豊田南・豊田・豊岡中学校区の方)
磐田市国府台 57-7 i プラザ 3 階

Tel・Fax (0538)84-6661

○磐田市南部障害者相談支援センター
(南部・竜洋・福田中学校区の方)
磐田市上大之郷 51(磐田市急患センター内)

Tel(0538)24-7766・Fax(0538)36-8001





医療的ケア児保育支援事業って何？



Q

幼稚園・保育園等での集団生活に条件はありますか？

A

子ども同士の集団生活ができることや病状や健康状態が安定していて、家庭において保護者により医療的ケアが実施されていることです。

Q

どんな医療的ケアが受けられますか？

A

経管栄養、喀痰の吸引、導尿、人工肛門の便の処理、インスリンの注入(注射・ポンプ)です。

Q

看護師が幼稚園・保育園等に配置されるのですか？

A

医療的ケア実施のための看護師は配置されません。市が委託した訪問看護事業所の看護師が直接園に訪問し、医療的ケアを実施します。

Q

医療的ケアが受けられる園は決まっていますか？

A

市内全ての幼稚園・保育園等で医療的ケアを実施します。ただし、人員配置や設備等の観点からご希望に添えない場合もあります。

Q

費用はかかりますか？

A

看護師の訪問費用は公費で負担します。ただし、ケアに対する意見書等の文書料やケアにかかる物品の費用は保護者負担となります。

医療的ケアの実施や入園について、まずはお話を聞かせてください
私たちと一緒に考えましょう

こども未来課：0538-37-2761

幼稚園保育園課：0538-37-2754